

# 海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題に関する 要望・提言

全国市議会議長会は、海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題に関する要望・提言を別記のとおり決定いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和5年2月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 清 水 富 雄  
(横 浜 市 会 議 長)

全 国 市 議 会 議 長 会  
令和4年度  
「海洋プラスチックをはじめとする  
プラスチックごみ問題に関する特別委員会」  
委 員 長 大 川 裕  
(小田原市議会議長)

# 海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題に関する 要望・提言

プラスチックは、軽量で丈夫、加工しやすく安価であることから様々な製品に幅広く使用され、広く普及してきた。そして、我々はその恩恵を受けてきているが、世界全体では、プラスチックの生産量に対し、適正にリサイクルされている量は少なく、ほとんどがごみとして排出され、一部が海洋等へ流出している。

このため、世界各地でプラスチックごみによる汚染が大きな社会問題となっている。特に海洋プラスチックごみについては生態系や漁業などに深刻な問題を引き起こしており、対策が急務となっている。

このような中、世界ではプラスチックごみ問題に対する取組が広まりつつあり、日本においても「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行され、地方自治体においては、プラスチック資源循環に向けて、それぞれの地域の実情に応じて対策に努めているところである。

しかしながら、海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題の解決に向けては、多くの課題が有り、国による支援措置の更なる拡充等の取組の強化が必要な状況にある。

よって、本特別委員会は、下記の事項について国に対し強く要望するとともに、国及び地方自治体等に対し提言する。

## 記

### 【国に対する要望】

#### 1 プラスチック資源循環促進の支援措置等

##### (1) 地方自治体に対する支援措置の拡充

##### ① 地域の実情に応じた財政支援措置の拡充

プラスチック使用製品廃棄物の一括回収に伴い、分別収集、収集後の選別・保管、中間処理施設の整備・運営等に多額の経常費用が発生するため、地域の実情に応じたきめ細かな財政支援が必要である。

そのため、市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費に対する

特別交付税措置については、継続的かつ十分な財政支援とすること。

また、循環型社会形成推進交付金の交付要件緩和をはじめ施設設備等に対する支援制度を拡充すること。

## ② 収集体制構築への支援

プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を実施するにあたり、各市区町村がそれぞれの規模や実情にあった収集体制を構築できるよう先進事例及び再生事業者等の情報提供を行うこと。

## (2) 事業者に対する支援措置の拡充

### ① 再生事業者等への支援

プラスチック使用製品廃棄物の一括回収及び分別収集物の再商品化に欠かせない優良な処理業者、再生事業者等の育成を図るとともに、事業者に対する補助制度を拡充すること。

### ② プラスチックの削減・資源循環に取り組む事業者への支援

企業・団体等の事業活動の中でプラスチックの削減及び資源循環に取り組む事業者を支援するとともに、より多くの事業者がプラスチックの削減・資源循環に取り組める環境を整備すること。

## (3) 拡大生産者責任の強化・明確化

プラスチック使用製品廃棄物の収集・選別・保管を含めた処理や再商品化費用を生産者等の事業者が負担する仕組みの導入など、プラスチック使用製品に係る拡大生産者責任の強化・明確化を図ること。

## (4) 徹底した分別の啓発

プラスチック使用製品廃棄物の一括回収において、リチウムイオン電池等の異物混入が問題となっていることから、異物混入による火災等の事故を情報収集して発信し、国民に注意喚起するとともに、徹底した分別の啓発を継続して行うこと。

## (5) プラスチック資源循環の取組の評価と公開

プラスチック資源循環に関わる全ての関係者がその効果を実感し認識できるように、プラスチック使用製品廃棄物の一括回収の状況や成果を継続的に調査・分析し、その評価を含め公開すること。

## 2 海洋プラスチックごみ対策

### (1) 回収対策への財政支援の拡充

地方自治体による海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理対策への財政支援を拡充すること。

併せて、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理に対する財政支援を拡充すること。

### (2) 地方自治体間の協働体制構築への支援

海洋プラスチックごみ対策には、河川の上流域など全ての地域の協力が不可欠であるため、発生源対策を進めるとともに、都道府県と市区町村の広域的な課題の共有及び事業の連携など協働体制の構築を支援すること。

### (3) 漁具の適正な管理・処理への支援等

海洋プラスチックごみの中で、漁具が重量比・容積比で大半を占めていることから、漁業者にプラスチック製漁具の適正な管理や処理を指導し、その取組を支援すること。

併せて、プラスチック代替物による漁具の開発・普及を促進すること。

### (4) マイクロプラスチックの調査研究の推進と対策

マイクロプラスチックの生成と行方、安全性について、調査研究を推進すること。

併せて、事業者の努力義務となっているマイクロビーズ等の使用抑制・排出抑制について対策を強化すること。

## 3 国際社会との連携・協力の強化

海洋プラスチックごみを含むプラスチックごみ問題は発展途上国を含む世界全体の課題である。プラスチックごみの発生抑制及び削減に向けて、発展途上国等に対する技術協力を推進するとともに、国際社会と連携・協力し国際的規制の導入に向けて積極的に取り組むこと。

## 【国及び地方自治体等に対する提言】

### 1 国民の意識醸成

プラスチック資源循環及び海洋プラスチックごみ対策の推進には、ごみの分別、プラスチック製品の使用削減に対する国民一人一人の意識醸成と行動変容に繋がる施策が必要である。

そのため、国においては、広く国民に様々な媒体を通じた情報提供等により啓発を図るとともに、地方自治体においては、地域の実情に応じ身近な観点から地域住民が取り組みやすい施策を展開することが重要である。

### 2 環境教育の推進

国及び地方自治体は、学校教育等において未来を担う子供たちに対して、プラスチックごみ問題を含む地球の環境問題を伝えることにより、幼少期から環境への関心を持たせ、意識を高めていくことが重要である。

### 3 プラスチックの使用削減の取組

海洋プラスチックごみをはじめとするプラスチックごみ問題対策として、第一にプラスチックの生産及び消費を減らしていく必要がある。

国及び地方自治体は、国民及び事業者にプラスチックの使用削減を求める施策を実施するとともに、自らの活動において積極的にプラスチック使用を削減することが重要である。

特に国においては、レジ袋有料化のようにプラスチックの使用を規制する施策の実施などにより、国民のライフスタイルの見直しを促し、プラスチックの過剰な使用を抑制することが有効である。

### 4 幅広い関係者の連携・協力

プラスチック資源循環を促進するため、国と地方自治体及び地方自治体間の連携体制の構築はもとより、行政、事業者、関係団体、住民など幅広い主体が、従来の枠組みや分野を越えて連携・協力して取り組むことが重要である。